



将来を担う若者の地元への定住促進と人材確保のため
働きながら奨学金を返還するかたを助成します

対象者

働きながら奨学金を返還している(これから返還する)市民で、定住の意思があり、かつ以下のいずれかに当てはまるかた

①奨学金の貸与を受けた高校・大学等を卒業(中退)後から、**5年以内**

卒業年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請可否	×	△※	○	○	○	○

例)令和3年9月30日卒業(退学)→令和8年9月30日まで申請可

令和8年度中に申請する場合

②奨学金の貸与を受けた高校・大学等を卒業(中退)後から、5年以上経過しているかたで、 市外に通算**1年以上**居住し、**転入から5年を経過していない**

転入年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請可否	×	△※	○	○	○	○	○

例)令和3年9月1日転入→令和8年9月1日まで申請可

令和8年度中に申請する場合

対象となる奨学金

日本学生支援機構の奨学金
秋田県社会福祉協議会教育支援資金

秋田県育英会の奨学金
技能者育成資金

大館市奨学資金
その他市長が認めるもの

助成額等

①1年間の返還実績額の**3分の2(上限20万円)**

奨学金の約定に基づく返還額までが対象
就労先が賛同企業の場合は、助成金上乘せ有(裏面参照)

②助成期間は奨学金の貸与年数と等しい期間

例)A大学で4年間借りた場合→4年分の返還実績額が対象
貸与期間に1年未満の端数がある場合は切捨て

申請と助成の流れ

①助成対象者認定(1年目)・・・助成対象者に該当するか審査を受けます。

必要書類	備考
☐ 認定申請書	市HP、窓口の様式有
☐ 就労証明書	市HP、窓口の様式有(就職先より押印必須)
☐ 住民票写し	市役所市民課・各支所等で取得
☐ 奨学金の貸与額、貸与期間、返還計画等を明らかにするもの	奨学金貸与機関より左記書類が発行されます 各機関へお問い合わせください
☐ 個人情報提供同意書	市HP、窓口の様式有
☐ その他	必要に応じてその他追加書類を求めることがあります

②助成金交付申請(2年目以降)・・・認定後1年間の返還実績額に対する助成金の交付を申請します。 以降1年ごとに、助成金交付申請を行います。

その他

複数の奨学金の貸与を受けていた場合でも、助成対象となる奨学金は1種類に限ります。
転勤・研修等に伴う一時的な居住の場合や、国または地方公共団体の職員は対象外となります。
認定を受けた後に市外へ転出した場合は、対象者から外れますのでご注意ください。
秋田県の奨学金返還助成制度と併用できます。その場合は**県の認定を受けた後**、市へご申請ください。

賛同企業

賛同企業とは・・・制度の目的に賛同し、市とともに助成対象者の奨学金返還を支援する事業者です。
下記一覧に掲載されている事業所に就労している場合は、助成金に一部上乘せがあります。

負担額の上限・・・1年間の返還実績額の3分の1(上限10万円)

賛同企業からは、上限内の任意の額を負担していただきます。

賛同企業一覧

令和8年7月時点

株式会社アイビック 東北統括支店	株式会社笹谷建設	ニプロファーマ株式会社 大館工場
株式会社秋田ホーム	佐藤建設株式会社	ニューデジタルケーブル株式会社 大館ケーブルテレビ
石垣鐵工株式会社	白川建設株式会社	ニューロング工業株式会社 大館工場
株式会社伊藤技研	社会福祉法人水交苑	花岡土建株式会社
株式会社ウィーズ	株式会社タイセイ	社会福祉法人比内ふくし会
エヌピーエス株式会社	東光コンピュータ・サービス株式会社	株式会社フレックス
扇建設株式会社	東光鉄工株式会社	株式会社ホクエツ秋田 秋田営業所
大館ケアサポート企業組合	東洋紡株式会社大館透析膜工場	丸山建設株式会社
社会福祉法人大館圏域ふくし会	藤和建設株式会社	三浦木材株式会社
社会福祉法人大館市社会福祉事業団	戸田精工株式会社	有限会社三浦建設
株式会社大森土木	戸田鉄工株式会社	株式会社田代建設
医療法人Smile Products 小笠原歯科・ 矯正歯科	ニプロ株式会社 大館工場	

賛同企業就労者助成フロー図

**奨学金
貸与機関**

①貸与

②返還

**奨学金返還者
(大館定住)**

①就職



賛同企業

⑤助成金交付

**大館市助成金
賛同企業負担金**

③返還額の報告

大館市

④負担金納付
特定就職者加算分

【基本助成額】

・年約定返還額 × 2 / 3
(上限20万円)

【賛同企業就労者の助成額】

基本助成額 + 賛同企業負担額

賛同企業負担額の上限

・年約定返還額 × 1 / 3
(上限10万円)